

## 領収書の公開に係る新聞記事について

平成19年の政治資金規正法改正時における新聞記事における領収書の公開に係る記述について、次のように整理した。

### 1. すべての領収書を公開することについて

- 「早川（忠孝衆院議員）は「政敵に政治活動を知らせるも同然。与野党の中傷合戦が始まるのは間違いない」と発言」（平成19年8月4日・毎日新聞）
- 「多くが「政治活動の自由を阻害するものも含まれているかもしれない」（鴨下一郎環境相）と慎重姿勢を見せる」（平成19年9月26日・日本経済新聞）
- 「自民党が「政治活動の自由や、個人情報保護に配慮すべきだ」と難色を示し」（平成19年9月30日・東京新聞）
- 「自民党は、公開を第三者機関に限定する理由について「民間企業は1円から領収書を取るが、見せているのは守秘義務を課せられた税務署だ」（谷垣政調会長）として、民間企業並みの対応だと説明している。党内には「1円以上」の公開が政治活動の自由を阻害するとの懸念も強い」（平成19年10月2日・読売新聞）
- 「丸山和也参院議員は、執行部案は手ぬるいという考え。「（領収書の公開を新設の第三者機関に限定する執行部案は）庶民感覚から、かなりずれている。秘密にしないと政治活動の自由が保障されないというが、疑問だ」と語ると、平将明衆院議員は反論した。「政治活動の自由がないと大変なことになる。この問題は一時の雰囲気ですることではない」（平成19年10月5日・読売新聞）
- 「自民党内が全面公開に消極的であることにかわりはない。添付は「民間なみに1円以上からを認めたものの、「民間が領収書を見せる税務署や監査法人は守秘義務がある」（谷垣禎一政調会長）という考えからだ。4日朝に開かれた党改革実行本部の総会では「企業だってライバルに手の内をみせたら仕事にならない」などと反対意見が相次いだ」（平成19年10月5日・朝日新聞）
- 「（自民党は）献金も含めた全支出の1円からの領収書公開について、一部に容認論もあったが、「与野党で用途の暴露合戦になる」「公開のコストが膨大になる」などの慎重論も強く、まとまらなかった」（平成19年10月10日・毎日新聞）
- 「与党は1円以上の全領収書を原則公開することで合意したが、自民党内には「政治活動の詳細まで外部に知られる」などとして、公開は収支報告書のチェックにあたる公認会計士らだけに制限したいとの声が根強い」（平成19年10月19日・読売新聞）

- 「背景には「あらゆる会合の日付や場所が明らかになり、会合相手のプライバシーを侵害したり、相手陣営に、手の内を知られる」（若手）との声がある。これが「政治活動の自由の侵害につながる」と懸念する意見が自民党内には根強くあるためだ」（平成19年10月23日・読売新聞）
- 「（自民）党内には、「政治活動の手の内を全部さらけ出すことになる」との懸念が根強くある」（平成19年11月24日・読売新聞）
- 「領収証の公開基準については、野党4党と公明党が「すべての領収証」と主張したのに対し、自民党は「政治活動が白日の下にさらされる」として慎重姿勢を示してきた」（平成19年11月27日・産経新聞）

## 2. 領収書の開示請求の拒否について

- 「実務者協議では自民党が「実際の公開にあたっては第三者機関で請求の是非を審査する」との条件を提示。自民党内には「ウチの党に集中するに決まっている」（中堅議員）との危機感も強く、少額領収書の公開で党内から異論が出る可能性もある。これに対し民主党は請求を拒否するケースを法令で明示すべきだと主張。実務者協議の進行役を務めた公明党の東順治副代表は会見で「「いたずらに政治団体を混乱させるための請求」などは排除される」との認識を示した」（平成19年11月29日・毎日新聞）
- 「与党側の実務者は「大原則公開」だと強調し、自民党の武部勤・党改革実行本部長は「公序良俗に反するものじゃなければみんな出す、だ」と力を込めた」（平成19年11月29日・朝日新聞）
- 「与党と民主党は、開示拒否できる場合を限定的に列挙することで合意しており、公開基準がゆるくなることは決してないとの主張だ。公明党の東順治・政治改革本部長は具体例として①いたずらに混乱させるための請求②敵対的なもの一を挙げた。ただ、具体的に書き込むのは簡単ではない。たとえば「敵対的」といっても「何が敵か。行政として認定することは非常に難しい」（金融庁）というのが現実だ。一方で、自民党内には「首相らの政治情報を外国のスパイから守る手段が必要だ」といった懸念もある」（平成19年11月29日・朝日新聞）
- 「与党は「大量に開示請求があつたりすると、請求に応じられない場合がある」などとしている。これに対し、民主党などは「全額公開の骨抜きは許されない」とけん制している」（平成19年11月29日・読売新聞）
- 「最大の問題は、一万円以下の領収書について請求に応じて公開を義務付けたものの、総務省や第三者機関などが「悪意ある請求」「敵対的請求」などと認めた場合は公開を拒むことができる点だ」（平成19年11月29日・日本経済新聞）
- 「公開の例外規定も今後の課題として積み残し。敵対候補が相手を追い詰めるために多量の請求を出すなど「公序良俗に反する」（武部氏）以

外は全面公開と強調するが、例外規定に合致するかの判断は総務省に委ねられる見通しだ」（平成20年11月29日・東京新聞）

- 「1万円以下の少額領収書は、事務手続きの煩雑化を狙った公開請求を防ぐため、「権利乱用や公序良俗に反する場合」には制限もあると規定する」（平成19年12月5日・読売新聞）
- 「この日、国会内であった与野党ワーキングチームでは、非公開とできる基準を政治資金規正法など法律に書き込むことは難しいと判断。新設される委員会が「権利の乱用と公序良俗に反しない」といった考え方を基本にして、具体的な規定を定めることにした」（平成19年12月5日・朝日新聞）
- 「政治団体が保管するとされた1万円以下の領収書では、「非公開基準」が法改正前には明示されず、第三者機関「政治資金適正化委員会」に委ねられた。武部氏は「権利乱用や公序良俗違反になるもの以外は、情報公開法に準ずる形で公開する」と説明する。だが、開示請求の窓口は総務省や都道府県選管となり、「非公開基準」に基づく判断は総務省などの担当者が担う。そこで幅広く解釈すれば、非公開が広がる可能性もある」（平成19年12月6日・朝日新聞）
- 「団体側の事務を混乱させる目的での公開請求を防ぐため、公開制限する規定も設ける」（平成19年12月6日・読売新聞）
- 「開示請求があっても、「権利の乱用」「公の秩序、善良の風俗に反する」と認められる場合は公開を制限しており、恣意的に非公開とされないよう歯止めをかけられるかどうかとも問題となる」（平成19年12月？日・朝日新聞）
- 「ただ、1万円以下の領収書の公開基準は第三者機関の判断に先送りしており、全面公開されるかは判然としていない」（平成19年12月22日・毎日新聞）
- 「開示の実務は、総務省や都道府県選管の担当者が行う。担当者は請求の適否も判断し、「権利の乱用」などと認定すれば開示を制限することもできるため、全面公開とならないケースが出る恐れも指摘されている」（平成19年12月22日・朝日新聞）
- 「改正政治資金規正法は全領収書を公開対象にしているが、1万円以下の少額領収書については「権利の乱用や公序良俗に反する」場合は公開を拒否できるとも定めており、公開の可否についてはこの「政治資金適正化委員会」に指針の策定をゆだねている。自民党の伊吹幹事長は「相手を陥れるための公開請求を排除することが重要だ」と指摘するが、拒否対象が幅広く認められれば1円以上公開は骨抜きになりかねない」（平成20年1月3日・読売新聞）

## <各新聞社の社説>

- 「与党側は「いたずらに政治団体を混乱させるための請求や、敵対的な請求」などは非公開とする考えを示しているが、そうした基準があいまいなままだと、結局、公開拒否が相次ぎ、「原則公開」が揺らぐことになる。今後、抜け道を許さないための協議が必要だ」（平成19年11月30日・毎日新聞社説）
- 「疑問があるのは、一定額以下の領収書について、公開しない場合もあるとしていることだ。「敵対的な請求」や「いたずらに混乱させるための請求」を検討しているというが、だれがどんな基準でそう判断するのか」（平成19年11月30日・朝日新聞社説）
- 「結果として一万円以下は「条件付き公開」になった形だ。公開を拒否できるケースとして悪意のある請求などをあらかじめ列挙するという。基準があいまいで抜け道ができるようでは意味がない。十分な検討を求めたい」（平成19年11月30日・東京新聞社説）
- 「政治資金については明確で客観的なルールを定めることが大事である。今回の合意では、一万円以下の領収書の公開については、どのような場合に公開を請求でき、どのような場合に請求を拒否できるのかが必ずしも明確ではない。より客観的な基準作りが課題である」（平成19年11月30日・日本経済新聞社説）
- 「1万円以下の領収書の公開では、各政治団体が公開を拒否できる基準を定めることになった。与党が「大量に開示請求があると、応じられない場合がある」などと主張したためだ。恣意的に拒否できるようでは、新制度が骨抜きとなりかねない。拒否できるケースは極力少なくすべきだろう」（平成19年12月1日・読売新聞社説）
- 「しかし、1万円以下のものは公開を拒める例外を設けるといふ。特定の政治家を狙い撃ちにして、敵対的に公開を請求する行為などを防ぐためだといふが、常識的な支出と処理が行われていれば、そのような請求は無意味になるのではないか。「領収書は原則公開」という趣旨をできるだけ維持してもらいたい」（平成19年12月3日・産経新聞主張）

# 「辞める執行部が決めるのか」

参院選敗北の原因となつた「政治の方針」をめぐり、自民党が揺れている。新しい体制で時間をかけて検討するべきか。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

## 惨敗続投 ドキュメント 安倍政権

参院選敗北の原因となつた「政治の方針」をめぐり、自民党が揺れている。新しい体制で時間をかけて検討するべきか。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

## 自民「1円」巡り迷走 「民主とのチキンゲームだ」

古河派の参院議員・宮沢洋一も「参院選を出て1円以上は領収書を公開する」というのが現実だ。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。



「私も基本的に選挙をうろうろ考えた」と田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

## 「身体検査」に限界も 内閣改造 首相にハードル高く

「政治の方針」の問題で首相が持つべき責任は、内閣改造・党役員人事で済ませるだけでは済まないと、党内で警戒されている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

「私に何の責任もありません」と田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

「政治の方針」の問題で首相が持つべき責任は、内閣改造・党役員人事で済ませるだけでは済まないと、党内で警戒されている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

「政治の方針」の問題で首相が持つべき責任は、内閣改造・党役員人事で済ませるだけでは済まないと、党内で警戒されている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

「私に何の責任もありません」と田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。田中元首相の遺言を踏まえ、執行部が決めようとしている。

# 福田丸も「政治とカネ」課題

政治空白が続いた国会は、二十六日の福田内閣の本格始動で論戦が再開する。焦点の一つが政治資金規正法の改正論議。「政治とカネ」を巡る閣僚辞任が相次ぎ、与党は人件費を除く一円以上のすべての支出の領収書添付で合意したが、公開は先送りに。新聞は「合意に従う」と口をそろえるが、識者からは「公開義務づけがない限り、チェックが行き届かない」との批判も出ている。

(一面参照)

退陣した安倍晋三内閣では、政治資金収支報告書への内訳記載や、領収書添付の義務がない事務所費などの経常経費を巡り、閣僚の不明朗な処理が相次いで発覚した。

自民、公明両党は福田政権発足に先立ち、同法

## 1円以上支出で領収書添付も…

# 「公開」は閣僚に温度差

を再改正し、政治団体の一円以上の支出に領収書

添付を義務付けることで合意。首相は二十五日の記者会見で「収支の一切について、完全に説明できるようにしなければならぬ」と強調した。

「一円領収書」については閣僚の姿勢に温度差も。舛添要一厚生労働相は「税理士などプロに任せて一円から明確にすべきだ」と主張するが、継続協議となった「公開」

には、多くが「政治活動の自由を阻害するものも含められているかもしれない」と(鴨下一郎環境相)と慎重姿勢を見せる。市民団体からは「これでは、政治の透明性の検証はできない」と冷ややかな反応も出ている。

「政治資金オンラインシステム」(大阪市)共同代表の阪口徳雄弁護士は、与党案を「領収書の添付と

いう形は整えたが、公開がなければ、国民や有権者にどうしては意味がない」と批判。「第三者機関に領収書を示す方法もある」という自民党の主張にも、「第三者機関が国民の目線でチェックする組織になるか不明。与党に都合のよいものになるのでは」と警戒する。

民主党の河村たかし衆院議員は「閣僚のほとんどが再任となったのは、

身体検査が間に合わない。関係者は「カネの流れを一元管理して一目で分かるような改善も必要」と注文を付ける。

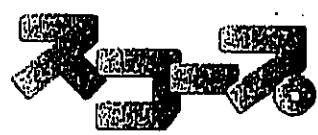
日本政治総合研究所の白鳥合理理事長は「政治とカネに対する国民の関心は高まっているのに、政治家の意識は変わっていない」と嘆く。



証式に向かう渡海文科相(左)と増田総務相(右) 26日、首相官邸

# 領収書公開 浸る自民

## 「第三者の点検で」

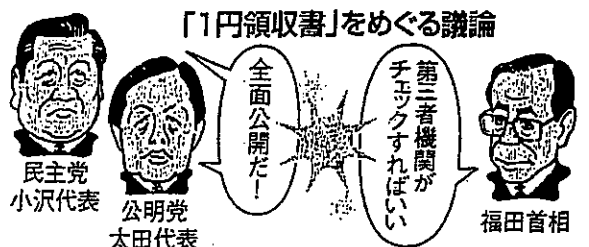


公明党の太田昭宏代表は二十八日の記者会見で「公開の在り方については、できるだけ早く、民主党を含めた協議をした」と明言。公明党は民主党案に賛成する可能性を明らかにさせて、自民党に方針転換を迫る作戦だ。

ただ、自民党の話合いが決裂した場合、本

当に民主党案に賛成してしまえば、自公連立は危機を迎える。双方の主張の折り合いをどうつけるのか、知恵の絞りどころだ。

## 「1円から添付」応じたけれど



自民、公明両党は透明けから、政治資金の透明化をめぐる協議を本格化させる。焦点は領収書の公開の在り方。公明党が全面公開を求めているのに対し、自民党は第三者機関による点検にとどめる妥協案を提示。両者の溝を埋めるのは簡単ではない。(安藤美由紀)

「1円領収書」をめぐる議論

福田政権発足に伴う連立政権協議で、自公両党は「1円以上」の経営経費と政治活動費に、領収書添付を義務付ける政治資金規正法改正案の国会提出を目指すことで合意した。

しかし、公開に関しては、自民党が「政治活動の自由や、個人情報保護に配慮すべき」として難色を示し、代替案として第三者機関による点検を提示した。

第三者機関は、公認会計士ら専門家による独立した組織で、三権分立の観点から、国会内に設置する方向。機関の形態や点検の方法は自民党内で詰めを急いでいる。

具体的には、政治資金収支報告書の記載内容の適否や領収書との照合など

## 公明反発「国民納得しない」

どを行ない、「適切」と判断したものをだけ総務省など所管官庁への届け出を認める、といった案が浮上している。

これは民間企業が監査法人から決算の承認を受けて税務当局に書類を提出するのと似た仕組み。すべての領収書を公開しなくても、専門家の目を通すことで民間並みの公正性が担保される、との理屈で公明党を説得する狙いがある。

しかし、公明党は「国民感情を考えると非公開はあり得ない」「公開と点検は天と地ほの開きがある」といった意見が支配的で、あくまで全面公開を求めていく方針だ。

国会会議員の収支報告を精査するとなれば、か

媒体名	日本経済新聞
掲載日	2007. 9. 30

「1円領収書」民主案批判

自民党の伊吹文明幹事長は二十九日、京都市内のホテルで講演し、政治資金収支報告書に1円以上の金額収支を添付したうえで公表する民主党の政治資金透明化策について「現実的に可能かどうか」と否定的な考えを示した。

媒体名	読売新聞
掲載日	2007. 9. 30

給油活動継続法案

「民主も対案を」

自民党の伊吹幹事長は29日、京都市で講演し、インフラに対する海上自衛隊の給油活動を継続する新法案に賛成し、「私たちは法案を出して民主党に対話を呼びかけたい。民主党が対案を出さず、出さずして反対する。それを国民は見極めて、自民党と民主党への評価をつける」と述べ、民主党に対案提出を促した。

政治資金規正法改正問題では、1円以上の支出の領収書をすべて公開する案について「現実的に可能なのか」と、慎重な見方を示した。

# 政治資金 自民案

## 「限定公開」に公明不満

### 民主も批判強める

政治資金規正法の改正をめぐる、自民党が「一日にまとめた案は、領収書の開示を第三者機関」に限る内容で、一般公開を求めている公明党には不満も出ている。民主党案との隔たりも大きく、同法改正の道筋はまだ不透明だ。(本文記事2面)

の透明化に取組む姿勢を「アムール」で批判する考えが出ている。ただ、公明党は今のところ、全面公開を求めざるを得ない。一日の与党プロジェクトチームの会合でも、東原治副代表は自民案を「党に持ち帰って慎重に考えたい」と引き取った。公明党内には第三者機関設置を評価する意見もあるが、これまで政治力

自民党は、公開を第三者機関に限定する理由として「民間企業は一日から領収書を取るか、見せているのは守秘義務を課せられた税務署だ(公益政調会)」として、民間企業並みの対応だと説明している。党内には「1万円以上の公開が政治活動の自由を阻害する」との懸念も強い。

出たは領収書の取得や保管の義務はない。同党は一定額以下の領収書を第三者機関に制限する今回の案でも、透明性は大きく向上する主張している。そのうち、一般公開の基準については、自民党内で「3万円以上」「1万円以上」「1万円未満」の3段階を検討していることから、第三者機関の設置と併せ、政治資金

与党は、政治資金規正法改正案の骨子を週内でもとりまとめる。民主党内には「公明党は今のところ、全面公開を求めざるを得ない。一日の与党プロジェクトチームの会合でも、東原治副代表は自民案を「党に持ち帰って慎重に考えたい」と引き取った。公明党内には第三者機関設置を評価する意見もあるが、これまで政治力

政治資金規正法の再改正に向けた自民党と民主党の考え方

	先の通常国会で成立した改正政治資金規正法	自民党の再改正案	民主党の再改正案
政治資金収支報告書に領収書の添付・公開が義務づけられる対象	5万円以上の経常経費(人件費をのぞく。政治活動費は法改正以前から対象)	すべての支出(人件費をのぞく。経常経費、政治活動費とも含む)。ただし、全額収書の公開は第三者機関に限り、一般への公開は一定額以上の領収書に限定	すべての支出(人件費をのぞく。経常経費、政治活動費とも含む)
対象となる政治団体	資金管理団体のみ	未定(資金管理団体など)	すべての政治団体

ものだ(鳩山幹事長)と批判している。同党はすべての政治団体を対象に「1万円以上」の領収書添付を収支報告書に義務づけ、全面公開する内容の独自案を参院に提出する方針だからだ。

自民党内には「公明党も民主党も本心は全面公開したくないが、世論を慮識して先に妥協した方が負け」という「チキンレース」をしていると見て、公明党や民主党の妥協を期待する声も出ている。

### 政治団体の全支出を検査

#### 第三者機関創設案

自民提示

自民党は「一日、政治資金規正法改正案について、政治家の資金管理団体などの1万円以上のすべての支出(人件費を除く)の明細書や領収書を検査する第三者機関を国会に創設する案を提示している。

自民党は「一日の与党プロジェクトチームで、第三者機関の概要を示した。第三

者機関について「政治資金の税務署」と位置付け、政治団体の支出の検査のほか、政治資金に関する相談窓口を兼ねる。税理士や公認会計士やメンバールとして守秘義務を課し、政治活動の自由を担保するとしている。領収書の一般公開は、「一定額以上の公開とする」とした。(関連記事4面)



# 民主政治資金法改正案を了承

## 「1円以上」領収書 渡部氏問題に懸念も

民主党は4日、党本部で政治改革推進本部（本部長・岡田克也副代表）の拡大会を開き、すべての政治団体の1円以上の支出（入件費を除く）に領収書添付を義務づける政治資金規正法改正案を了承した。来週にも参院に提出する。

改正案は、提出された領収書を情報公開請求手続をめぐって一般に公開することとした。民主党は、自民党が主張している第三者機関への公開に限る改正案には反対する方針だ。

また、政治資金収支報告書の提出先となる総務相や都道府県選挙管理委員会に対して、虚偽記載や領収書偽造など同法違反行為があった場合、検察庁に通告することを義務づけた。「政治とカネ」をめぐる不祥事が相次いでいる上を踏まえ、刑事事件としての立件を容易にする狙いがある。

民主党の鳩山幹事長は会合で「まず参院で可決させる。世論のバックアップを受ければ衆院で成立させることは不可能ではない」と、与党に同調を求める考えを強調した。また、民主党の渡部恒三衆院議員が4日、関連政治団体の事務所費問題に絡んで最高顧問の辞任を表明した影響を懸念する声が党内に出ている。

一方、自民、公明両党は4日のプロジェクトチームの会合で、政治家の資金管理団体のすべての支出を検査する第三者機関を設置することに合意した。

一般公開する領収書の基準額を巡っては、公明党が「1円以上」とするより強く求めたため、「5万円以上」を主張していた自民党が歩み寄り、「1円以上を含む、国民の理解を得られる一定額以上」とする案を示したが、合意できなかった。

媒体名	読売新聞
掲載日	2007.10.5

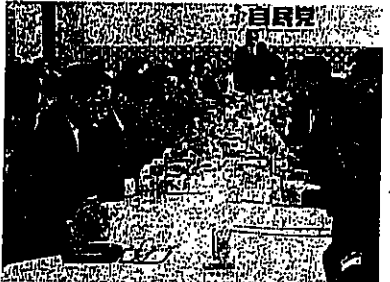


永田町

自民党が政治資金規正法改正問題で揺れている。4日朝の党改革実行本部総会で、執行部が領収書の公開を新設の第三者機関に限定する案を提示したが、議論は白出した。

テレビ番組などで活躍した弁護士、丸山和也参院議員は、執行部案は辛めだ

# 「政治とカネ」議論白出



「政治とカネ」の問題が議論された党改革実行本部の総会（4日午前8時、自民党本部で）

与党は大枠を固めた段階で、民主党に協議を呼びかけた。だが、自民が自らの案をまとめるのに四苦八苦していること、民主党は冷ややかだ。菅代表は4日の記者会見で「国民の視線は厳しう語った。

意進めていきたくて、民主党に協議を呼びかけた。だが、自民が自らの案をまとめるのに四苦八苦していること、民主党は冷ややかだ。菅代表は4日の記者会見で「国民の視線は厳しう語った。

「政治とカネ」の問題に対する行は4日の記者会見で「国民の視線は厳しう語った。

「自民、公明両党が一致して議論を進めたい」として、民主党を議論に巻き込むこと、誰の責任でもないこと、

行軍に逆行する懸念する声もあり、大田誠一をもちろぬ」と指摘した。武部勲本部長は「民意は必要ない。公認を許した

といて考え。一庶民感覚がらかなりずれている。秘蔵してないと政治活動の自由が保障されないと言っている。疑問だ」と語る。平野明衆院議員は反論した。「政治活動の自由がないと大変なことになる。この問題は一時の雰囲気でもなく、議論は白出した。」

媒体名	朝日新聞
掲載日	2007.10.5

# 政治とカネ

# 公開基準 あいまい決着

## 与党 検査機関設置は合意

政治資金支出の透明化をめぐる与党と民主連合の案が4日、出なかった。自民、公明両党はすべての支出について明細や領収書を添付し、報告書を検査する第三者機関新設で合意。ただ、公開基準は1円以上も含めて国庫の理解を得る一定額以上として、あいまいな法案となった。民主連合党内の異論を抑え、「全面公開」で国会に法案提出することを確約した。もともと全面公開を主張していた公明党の動向が今後の焦点となる。(田伏潤、有馬史記)

ともあって「良い」と連携するに終わった。1日のPTでは、譲歩しない自民党にいらした公明党側が「今から代表者で民主連合の所にいきまじゅう」と持ちかかっていた。連立与党間に亀裂が入ることを懸念した自民党が、ひとまず公明党の譲歩を待たせた形だ。ただ、自民党内が全面公開に消極的でもあること

た「1円から」を体現してきた」と胸を張った。与党が求める政党間協議には応じず、あくまでも国会の場での協議を求める方針だ。先の通常国会で与党案を「ザル法」と批判してきたこともあり、「すべての政治団体」「全面公開」の原則は譲りない構えだ。ある国対幹部は原則論を強く狙いをこう説明した。「公明党にへまびきを入れるという政治色の強い話だ。公明党は自民党案をのめないと思う。おもしろくなってきた」

政治資金規正法の再改正をめぐる主な政党の考え

	現行	自民党	公明党	民主連合
公開対象	資金管理団体のみ	未定	政治家がかかわる政治団体	すべての政治団体
公開基準	5万円以上の領収書を公開(08年1月施行)	第三者機関で一定額以上の領収書を公開	1円以上の領収書を公開	1円以上の領収書を公開

4日の政治資金の透明化をめぐる与党のプロジェクトチーム(PT)では、自公両党間の隔たりが少し埋まった。第三者機関について、公明党は「ミスを止める意味であれば」として、条件付きで設置を了承した。領収書などを全面公開とはしない前提の組織設置となるが、公明党が求める全面公開も「なお検討課題」とする。民主連合案となった。この案をめぐり、民主連合と公明党間の協議を促さざるを得ない。背景には、参院選惨敗に危機感を持つ公明党の強い圧力がある。北側「

「今度はずっと統一した案を出すべきだ。そのうえで国会の場で議論していきたい」。民主連合の菅原人代表代行は4日の記者会見でこの通り、与党の対応を見極めたいと述べた。改正案を提出する方針を強調した。民主連合案は、すべての政治団体を対象に、1円以上の支出に領収書添付を義務づける。事務処理が煩雑にならないよう、取支報告書への支払の明細記載は「1万円を超えての支出」とする。それでも報告書は総務相が選挙に届け出るため、情報公開請求に基づいて開示すれば、添付された領収書すべてが表に出る。民主連合は「この日、党所属国会議員を対象に説明会を開催。」「国民やマスコミに迎合せず、一度が過剰である」との反対意見も出たが、1時間弱で了承された。党政治改革推進本部長の岡田克也副代表は、記者団に「参院選で約束し

## 民主「1円以上」譲らず

媒体名	毎日新聞
掲載日	2007.10.10

## 公開領収書 交付金は「1円」から 03-1 自民が方針 献金は持ち越し

「政治とカネ」をめぐる政治資金規正法の改正問題に關し自民党は9日、党本部で「政治資金の透明化に資するプロジェクトチーム」の会合を開き、政党交付金の支出については1円から領収書を公開する方針を固めた。ただ、個人や企業・団体からの政治献金の支出については1円からの領収書公開に異論が根強く、結論を持ち越した。規制対象は、国会議員の資金管理団体のほか、国会議員が代表の政党支部・政治団体にも拡大する。

自民党は10日、公明党と協議したうえで、今週中に与党の改正案骨子をまとめる方針。政党交付金は税金で賄われているため、より高い透明性が必要と判断した。政治資金収支報告書とは別に提出する使途報告書に1円以上すべての領収書を添付し、公開も認める。献金も含めた全支出の1円からの領収書公開について、一部に容認論もあったが、「与野党で使途の異なる戦いになる」公開のコンテストが膨大になるなどの慎重論も強く、まとまらなかった。このため、自民党内には公開基準を定めぬまま改正案を提出し、野党と国会審議を通じて妥協点を探る案も浮上している。1円以上の領収書の公開を認めない場合も、提出は義務づけただうえで第三者機関がチェックする。

一方、公明党は9日の拡大政治改革本部の会合で、1円以上すべての領収書公開を引き続き求めていく方針を全員一致で確認した。

【竹島一登、西田進一郎】

媒体名	東京新聞
掲載日	2007.10.10

## 政治資金報告用の領収書 公明、全面公開議らさず

公明党は9日、拡大政治改革本部の会合を国会内で開き、自民党に対し、政治資金規正法再改正案に、政治資金収支報告書に添付する領収書の全面公開を盛り込むよう引き続き求める方針を確認した。

自民党内では、領収書の公開範囲を再改正案に明記せず、民主党も含めた与野党間協議で結論が出た後、政省令で具体的な金額を定める案が浮上している。

これに対し、公明党の九日の会合では「国民の批判に対応すべきだ」「公明党案を与党案にし「公明党案を再改正案にした。」

## 政治資金 与野党事前協議

# 合意成立は不透明

## 民主、与党分断も狙う

政治資金規正法改正案を巡る与党と民主の協議が近く始まる見通しとなった。与党案と民主案の違いは少なからず、ことから成案が得られるかどうかは不透明だ。自民、公明両党には領収書公開についての温度差があるため、民主側には与党を分断したい狙いもあると見られる。

〈本文記事2面〉

民主幹部は18日、「政治資金規正法改正案は与野の対決法案ではない。場合によつては民主案を修正してもいい」と語った。民主側は「これまで与党との協議を慎重だったが、11月10日の会期末を控え、党内で「今国会で法改正を

実現しなければ、公開基準の緩い現行法が残り、本音では法改正に消極的な自民党を導はせたい」との意見が強まった。

新テロ対策特別措置法案が国会の焦点となる中、民主側は「テロ問題だけでは与党のペースになる」として、民主主導で「政治とカネ」で実綱を上げたいとの思いがある。

与党は「1円以上の全領収書を原則公開することを含意したが、自民党内には政治活動の詳細まで外部に知

られる」などとして、公開は収支報告書のチェックにあたる公認会計士にだけ制限したいとの声が根強い。一般への全面公開を求める点で公明党は民主党に近い。

民主側からは「自民党が最終的に『1円以上』を駄目だと言いついたら、民主と公明党で組んで自民党を孤立させる」ともできている。

与党側は協議に前向きな民主党を高く評価している。自民党の二階総務会長は記者団に「各党が協議して良い結論を出すことが大事だ」と語った。公明党幹部も期待感を示した。

協議の焦点は、1円以上の領収書公開のほか、与党が収支報告書のチェック体制と位置づける第三者機関

「政治資金適正化委員会」の是非だ。民主党内には第三者機関の役割や位置づけがよからぬという声がある。

### 政治資金透明化に関する 与党案と民主党案の比較

先の通常国会で成立した改正政治資金規正法(2008年分から適用)

	与党	民主党
対象団体	政党本部、国会議員が代表する政治団体、立候補者の政治団体、国会議員、立候補者を推薦する政治団体	すべての政治団体
公開基準	5万円以上の経費(人件費を除く。政治活動の経費は対象外)	1円以上(人件費を除く)
チェック体制	都道府県の形式のみ	都道府県の形式に加え、総務省、選挙管理委員会、公認会計士などによる監査

媒体名	読売新聞
掲載日	2007.10.23.

## 政治資金 事前協議

# 波乱の幕開け

民主党は22日、政治資金規正法改正の同党案を与党などに提示し、一本化に向けた協議が始まった。しかし、与党が幹事長による協議機関の設置を求めたのに対して、民主党が難色を示すなど、協議は入り口から難航する気配を見せている。

### 与党、幹事長協議提案 民主は難色

民主党の山岡賢次国会対策委員長は22日、国会内で、自民党の大島理森、公明党の漆原良夫両国対委員長らと会い、民主案を説明した上で、「25日(木)までに質問を寄せて欲しい」と伝えた。

これに対し、大島氏は「幹事長レベルで協議機関を作って進めてほしいというふうにと提案した。しかし、山岡氏は「自民、公明両党間でまず決着がつかないという複雑な問題だ。協議機関の設置は、各党が意見を主張して合意場になった上で再び話し合いたい」と指摘した。

会談後、山岡氏が記者団に見せた各党の意見の最大公約数を集約する。民主党

民主党案は、①政治資金収支報告書に1円以上の支出の領収書添付を義務づける②すべての領収書を情報公開請求の対象とする――ことを柱としている。

このうち、領収書の公開

基盤については、与党も「1円以上」とすることで原則合意しているが、自民党は「行政コストの肥大化防止」を条件としている。

与野党協議で、自民党は全面公開するよう、行政側の人員や経費が増大することなどを指摘し、一般への公開は、「1円以上」より引き上げた方が現実的だと主張する構えだ。

背景には「あらゆる会合の日付や場所が明らかになり、会合相手のプライバシーを侵害したり、相手陣営に「手の内」を知られる(若手)との声がある。これが「政治活動の自由の侵害」

「ながら」と懸念する意見が自民党内には根強くあるためだ。

しかし、民主党は「1円以上は譲れない」としており、調整が最も紛糾する点となりそうだ。

また、与党案は、総務省に領収書を検査する第三者機関を設置するとしているが、民主党内には必要ないとの意見が出て

媒体名	読売新聞
掲載日	2007.11.24

# 自民と民主 歩み寄り

## 政治資金規正法改正 世論の反発回避へ

政治資金規正法改正を巡る自野党の実務者協議で、自民と民主両党が歩み寄りを始め始めている。双方とも、政治とカネの問題に一定の決着をつけなければ、世論の反発を抱きかねない。と判断したためと見られ、月内にも一定の合意が形成される可能性が出ている。

与野党6党が参加した実務者協議は①領収書の公開②第三者機関の設置③対象とする政治団体の範囲——を主な論点としてきた。領収書の取り扱いに関し、自民党が「1円以上の領収書の取得、保存を新たに義務付けること」で全党が一致。だが、その公開をめぐる自民党が「全領収書の写しを総務省に提出し情報公開請求の対象とする」と、事務手続きに40億円程度かかる可能性があると慎重姿勢を崩さず、平行線をたどってきた。それが22日の実務者協議では、自民党が領収書を「3万円など一定額以上で総務省に提出するもの」と「それ未満の額で政治団体が保管するもの」に分け、双方を公開対象とする案を提示した。行政コスト増の抑制と全面公開との両立を目指したものだ。

自民党が全面公開に軸足を移したのは、1円以上の公開を承認する世論を意図したためと見られる。党内には「政治活動の手内を全部さらけ出すことになる」との懸念が根深くあるが、同党幹部は「少額の領収書まで公開請求が行われるケースは少ないはずだ」として、党内合意は可能だとの見方を示している。

一方、民主党は第三者機関「政治資金適正化委員会」の設置に慎重姿勢を示してきた。自民党側の「第三者機関が認定する公認会計士らに領収書を全部公開することとで透明性は担保できる」との説明を、「領収書の一般公開を回避するための方便」と疑ったからだ。ところが、最近では、鳩山幹事長が第三者機関設置の検討に前向きな姿勢を示すなど、変化が見られる。与野党と民主党が既に「全政治団体を対象」としないことで歩み寄っているため、合意形成の機運は高まっている。

■政治資金透明化策に関する6党の当初案と合意部分

	対象の政治団体	第三者機関の設置	領収証の公開
自民党	国会議員・候補者の資金管理団体、代表を務める政治団体。選挙区支部。候補者を推薦、支持する政治団体	設置（監査マニュアルの作成、監査人の登録・研修など）	原則として人件費を一定額以上を第三者に公開。少額分は政治団体に保管
公明党	国会議員・候補者の資金管理団体、代表を務める政治団体。政党支部。候補者を推薦、支持する政治団体	設置（監査マニュアルの作成、監査人の登録・研修など）	すべての支出
民主党・国民新党	すべての政治団体	未定	すべての支出
共産党	すべての政治団体	第三者や行政が介入すべきではない	すべての支出
社民党	すべての政治団体	国民が直接、領収証をみて判断できるようにするのが先決	すべての支出
合意部分	国会議員と立候補予定者に関する政治団体	民主党が「検討の余地ある」と前向きに転じる	未定

政治資金の透明化をめぐる与野党協議が、月内合意に向けてシフトシフト動き出した。すでに与野党は、国会議員に関する政治団体を対象とし、すべての領収証を原則公開する方針で合意しており、一般公開の基準作りをめぐる、詰めの協議が続いている。与野党とも「これ以上の厳格化は政治活動の支障になる」というのが本音だが、世間の厳しい目を相互に意識し、引く引かない立場に追い込まれたというのが実情のようだ。

## 領収証公開基準作り 詰めの協議

# 引くに引けぬ各党

与野党協議は、1日の与野党国対委員長会談の合意を受けて設置され、これまで5回の会合を開いてきた。

民主党など野党4党は当初、すべての政治団体を規制対象にすべきだと主張してきたが、支持母体の労働組合も対象になりかねないとの懸念が広がり、自民、公明両党が主張する「国会議員や立候補予定者に関する政治団体」に限定する方針に歩み寄った。

一方、領収証の公開基準については、野党4党と公明党が「すべての領収証」と主張したのに対し、自民党は「政治活動が白日の下にさらされる」として慎重姿勢を示してきた。

ところが、自民党は22日の5回目の協議で方針を転換。新設する第三者機関に登録した公認会計士・税理士が、各政治団体のすべての領収証を監査した上で、情報公開請求があれば全面公開する案を提示した。

これに対して、民主党が第三者機関設置を「検討の余地はある」（鳩山由紀夫幹事長）と評価するなど野党側も歩み寄る姿勢を見せ始めた。

しかし、自民党は「事務処理が煩雑になる」として、一定額以上の領収証は総務省に提出するが、一定額未満の領収証は各政治団体に保管義務を課すことを提案。これに対し、野党側が「政治団体が領収証公開に応じない可能性がある」として難色を示している。

ただ、すべての領収証を公開対象にした場合、各政治団体が保管する領収証数が現在の47倍になるとの試算もある。自民党は「すべての情報公開に応じると事務所の負担が過大となる」と主張して譲らず、議論は平行線のまま。

実務者レベルでは、野党側も自民党案に一定の理解を示しており、公認会計士らにすべての領収証を公開するならば、一般公開する領収証を「1万円以上」と限定する妥協案も浮上している。

野党は、最終的に自民党に歩み寄った形となることを嫌っているが、協議が破談になれば、「与野党ともホンネでは政治資金の透明化をやりたいが、できなかった」との批判を招きかねない。最終的には各党トップレベルの決着となる可能性が高い。

## 規正法改正で与野党合意

# 衆院選にらみ歩み寄り

## 1万円以下「実質公開」不透明

政治資金規正法の改正で自民、民主両党などが28日の実務者協議で大筋合意したのは、衆院の解散・総選挙がいつあっても不思議ではない政局の状況をにらみ、「政治とカネ」で有権者に後ろ向きな姿勢は見せられないと歩み寄ったためだ。東京の「1万円以上すべての領収書公開」では民主、公明両党が歩調を合わせ、改組自民党に受け入れを迫る一方、実務面では自民党が主張する制度設計を容認した。このため、1万円以下の少額領収書の公開に何らかの条件をつけるかどうかは結論を持ち越しており、額面通りの全面公開になるかは不透明だ。

を務めた公明党の東郷治副代表は合意で「いたずらに政治団体を混乱させ

るための請求」などは排除されること認識を示したが、この点で与野党の一致点はまだ見えない。領収書として実質公開するか。自民党は総院選惨敗の要因となった政治とカネの問題をめぐり、全面公開を求める各党の動きに頭を悩ませてきた。正面から反対はできない一方、全面公開は政

治活動の自由が侵害される」と主張する党内慎重派の説得も容易ではなない。実際の公開にあたって「行政コストの肥大化防止」を条件に掲げたのも、コスト面から民主案は非現実的との論陣を張るのが狙いだった。

ところが公明党は20日の実務者協議で、領収書の公開事務などを念頭に「40億円かかったとして、民主主義のコストとして仕方ない」と東郷氏と主張。あくまで「全面公開」の名目達成にこだわらざるを強調した。

民主党も大義名分が立てば、実務面での妥協は可能と判断。対象となる政治団体の範囲や第三者機関の創設など、多くの面で与野のアイデアを受

今回の合意は自民党が主張した「少額の領収書は政治団体が保管する」という総論案を、民主党などが受け入れた点がポイント。総務省や都道府県選管を通じて請求があれば公開することで与野党は一致したが、実務者協議では自民党が「実務の公開にあたっては第三

者機関で請求の是非を審査する」との条件を提示。自民党内には「請求は自民の党員・議員のみを対象とする」という主張も強いの危機感も強いられた。少額領収書の公開で党内から異論が出る可能性もある。

### 政治資金規正法改正をめぐる各党の大筋合意

合意内容	現行法
すべての支出の公開を義務付ける政治団体	経常経費は資金管理団体に限定
政治資金適正化委員会(仮称)	なし
領収書の公開	5万円以上(※)
報告書の閲覧	コピー不可
ネット上の公開	印刷不可

※全団体の政治活動費と、資金管理団体の経常経費

これに対して民主は請求を拒否するケースを主張。実務者協議の進行役



# 政治資金 「原則公開」あいまい 開示拒否の具体例難題

経費対称の証人喚問などで与野党対決モードが高まるなか、政治資金の支出透明化では歩み寄りが実現した。与党と民主連合が合意を踏切った背景には、放置すれば協議してサボタージュしたと受け止められ、「政治不信」を招くおそれがあるとの懸念を共有していたとみられた。ただ、合意を急ぐ結果、あいまいな部分も残った。「抜く道」を可能な限り残さないという目的の協議が求められる。

(田代潤、藤西隆子)——面参照

## 罰則が焦点

28日の合意で、政治資金の支出の透明化に「歩み出す方向になった。ただ、あいまいな部分もなお残っている。28日の協議では、政治野党側を中心に、政治団

- 政治資金の支出透明化と野党合意のポイント
- ①公開のあり方：人件費をのぞき、全支出の領収書公開が原則。一定額以下の領収書は政治団体が保管し、請求があれば写しを開示。それ以外の領収書は総務省などに提出し請求があれば公開
  - ②対象団体：国会議員および国政候補者にかかわる政治団体と選挙区支部。見直し規定を設け今後、対象拡大を検討
  - ③第三者機関：政治資金適正化委員会（仮称）を総務省に設置。対象となるすべての収支報告書は、委員会の登録監査人による監査を義務化
  - ④その他：現在閲覧しかできない収支報告書のコピーを認める▽収支報告書のインターネット上で公開、印刷も可能にする

体が「開示拒否」を連発すれば、全面公開は形骸化するとの懸念があるためだ。

会合後、記者団に開示拒否した与党側の実務者は「大原則公開」だと強調し、自民党の武部勤・党改革実行本部長は「公序良俗に反するものじゃないければみんが出す。だ」と力を込めた。

与党と民主連合は、開示拒否で苦む場合を限定的に列挙する（以下）合意しており、公開基準が緩くなることは決していないとの主張だ。公明党の東順治・政治改革本部長は「具体例（以下）の通り

に混乱をきたすための請求」を警戒する。具体的には、例えば「敵対的」というのも「何が敵か。行政として認定するのは非難がましい」と（金澤）というのが現れた。「一方で、自民党内には『首相の政治情報を外国のスパイが守る手段が必要だ』といった懸念もある。

さらに、政治団体が列挙された事例でなくても、開示を拒んだ場合の対応も定まっていなかった。

この日の合意では、公開の「義務化規定」を改正法に盛り込むことで一致したが、罰則規定で明記するかどうかは焦点となる。

**世論を意識**  
「政治の力」は、国

民の政治不信の根本だ。「法律にならずに律する」のは国会議員じゃないか」となれば、政治資金不信は増すばかりだ。

民主党の鳩山由紀夫幹事長は28日、党合意は「まじまらない場合の世論の批判を意識した結果だった」と強調した。政治改革推進本部の野田佳彦事務局長も「国会の対

決状況は関係ない。現場でやるべきことをきちんとやる。この問題は各党合意を探るのが基本だ」と語った。

民主党は、小沢代表の辞意疎動後に幹部間で協議し、将盤国会に臨むにあたり法案を「対決型」と「協調型」に分けていた。政治資金の透明化は協調型。同党が与党が求

めていた与野党協議に応じたのもその理由だ。しかし解散・総選挙があるかわからない状況もあって、世論の批判を意識するのは与党も同じ。さらに与党には、この問題で与野党協議の枠組みをどうするか、対立法案の落としどころを探るパターンを築きたという狙いがあった。

前回の28日の合意で、与党側が議案を示したことを受け、民主党内では政治改革推進本部の野田克也本部長らが対応を協議してきた。実務者の尾立源幸参院議員は合意に踏み切った理由をこう解説した。「こっちは自民党提案の枠組みをのぞいて、領収書の原則公開という案を拒絶した」

# 領収書公開「田から」合意

## 自公規正法今国会改正へ

自民・公明両党と長生党は28日に開かれた政治資金規正法改正に関する与野党事務者協議で、「田以上」の領収書の公開を柱とする新制度導入に合意した。総務省に第三者機関「政治資金適正化委員会」を新設し、政治資金収支報告書の記載内容をチェックする仕組みをスタートさせる。3党は政治資金規正法改正案を関連法案を今国会に提出する方針で、成立する公算が大きくなった。

3党は領収書の取り扱いについて、①1万円を超え領収書の亭しは政治資金収支報告書に添付し、総務省・都道府県選挙管理委員会に提出する②1万円以下の領収書は各政治団体が保管するとして、いずれも請求があれば公開することとした。1万円以下の少額領収書を政治団体が保管することを認めれば、総務省・都道府県選挙管理委員会の保管や公開にかかる事務コストの増大を抑制するの

が目的だ。新設される「政治資金適正化委員会」が公認会計士と登録監査人に認定する。各政治団体は、収支報告書の総務省・都道府県選挙への提出前に、記載内容が適正かどうか、監査が義務づけられる。また、同委員会は収支報告書の記載内容に関する統一基準の作成や、政治団体の相談にあたる。1万円以上の領収書の公開

の範囲は、国会議員と国政選挙候補予定者が代表を務める資金管理団体や、政党の選挙区支部とする。収支報告書に関しては、総務省などの窓口を、

ターゲット上で公開した際に複写できるようにする。3党は、新制度を2009年に提出される08年分政治資金収支報告書から適用するよう目指している。改正案には3年後をメドに見直しを行う規定も設ける方針だ。

与野党3党が参加している事務者協議では、共産党が自公規3党による合意に反対し、社民・国民新両党は持ち帰って検討する考えを示した。(関連記事4面)

# 世論意識、民主が譲歩

## 新政治資金制度「成案なければ批判受ける」

与野党と民主3党は28日、政治資金規正法改正に向け、焦点となっていた領収書の公開方法などについて歩み寄った。政治資金の透明性を確保する第三者機関の実効性を課題もなお残っている。(本文記事2面)  
民主3党はこれまですべての領収書を総務省や都道府県選挙管理委員会に提出することを主張し、与野党が提案していた第三者機関「政治資金適正化委員会」に難色を示していた。しかし、28日の協議で民

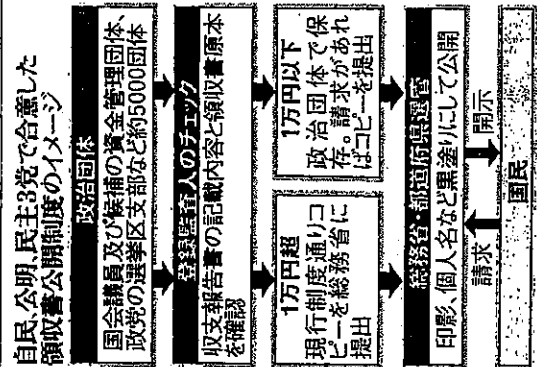
主3党は、自民案を大幅受け入れ、歩み寄った。民主3党が譲歩したのは、政治力などを巡る世論の視線が厳しいことを踏まえ、「成案」が得られなければ、批判は

民主3党にも向かう」と判断したためと見られる。課題も少なくない。政治団体が保管する少額領収書の開示は、現行の情報公開制度とは別に、新たな制度

を創設する。与野は「大量に開示請求があったりする」と、請求に悩むのではないかと懸念がある様子もみられる。これに知り、民主3党は「金額公開の骨格は許さ

れない」とけん制している。第三者機関が認定する公認会計士などの登録監査人の確保も課題だ。情報公開の対象となる政治団体は、約5000

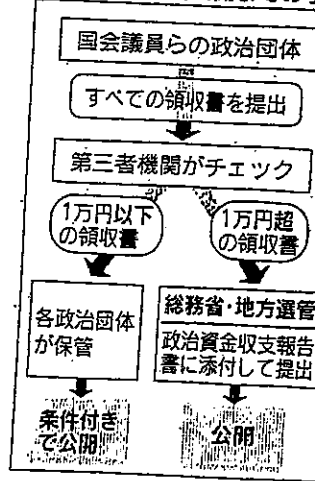
団体になる見込み。「高い報酬が与えられないと引き返してくれようがないのではないか」と(自民党中堅議員)との指摘が出ている。



媒体名	日本経済新聞
掲載日	2007.11.29

媒体名	日本経済新聞
掲載日	2007.11.29

政治資金領収書公開までの手順



与野党は二十八日の政治資金の透明化策を巡る実務者協議で、領収書の公開基準を現行の五万円以上から原則一万円超とする（大筋合意）した。一万円以下の領収書は請求があれば条件付きで公開する。当初一円以上のすべての公開を主張していた民主党が一万円超とする自民党案に歩み寄った。（解説2面に）

# 政治資金領収書 1万円超 公開

1万円以下は条件付き

## 与野党が大筋合意

合意内容はこのほか、国会議員と候補者がかかわる政治団体と選挙区支部を対象とする。すべての領収書をチェックする第三者機関「政治資金適正化委員会」を新設。同機関が認めた公認会計士などからなる「登録政治資金監査人」が領収書をチェックする。一円以下の領収書は政治資金収支報告書に添付しない。請求に応じて公開を義務付けたものの、総務省や第三者機関などが「悪意ある請求」「敵対的請求」などを認められた場合は公開を拒むこともできることだ。

領収書公開  
与野党合意

## 基準あいまい、骨抜き恐れ

【解説】与野党が合意した政治資金の透明化策は、抜本的な改革につながるかは不明だ。最大の問題は、一万円以下の領収書について請求に応じて公開を義務付けたものの、総務省や第三者機関などが「悪意ある請求」「敵対的請求」などを認められた場合は公開を拒むこともできることだ。（1面参照）

が、基準があいまいなら、結局公開されないものも多く残る。「政治とカネ」の問題は、参院選惨敗が原因。当初、与野党は「一円以上」の領収書添付の義務化を検討したが、時

間の経過とともに慎重論が台頭した。結局、行政コストがかなり過剰なことを理由に「一円以上」の領収書添付の義務化は、こまごまとした手続面での進展はあるが、今回も対症療法にとどまる可能性は否定できない。

の批判が高まるたびに場当たり的な対応をしてきた経緯がある。収支報告書のコピーを認めるなどの手続面での進展はあるが、今回も対症療法にとどまる可能性は否定できない。

媒体名	産経新聞
掲載日	2007.11.29

# 全領収書公開で合意 与野党

政治資金規正法改正案上の全支出の領収書を公開を協議する与野党の実務者合が28日開かれ、国に合意した。12月4日に議員に開く政治団体再発案をめぐって改正案は人件費を除く一円以上を正式に決定、国対委員

合意は、対象を国会議員関連に限定し、公開方法は①一万円超の領収書と収支報告書は総務省や都道府県選管に提出し、情報公開制度に基づいて公開②一万円以下の領収書は各政治団体が保管し、請求に応じて公開とした。

これに伴い総務省に「政治資金適正化委員会」を新設、登録された公認会計士らが収支報告書と領収書原本を総務省などへの提出前に監査する制度を導入。現在は認められていない収支報告書の閲覧時の複写も可能とする。対象政治団体は3年をめぐり見直し。

媒体名	東京新聞
掲載日	2007.11.29

## 政治資金

# 全領収書を原則公開

## 1万円以下は各団体が保管 与野党協議で合意

政治資金規正法再改正案を協議する与野党六党の拡大対委員長会議の実務者協議は二十八日、人件費を除くすべての支出について①一円超の領収書は総務省が提出を受けて公開する②一円以下は各政治団体が自主保管。総務省が各選挙管

理委員会が請求を受理し、是非を判断し、写しを配布する一ことで基本合意した。来月四日の次回国会で正式合意する見通し。今国会に改正案を提出する。

「関連の面」一万円以下の領収書については、請求があつても写しを出さないケースを列挙しておき、できるだけ公開請求に応じられるように配慮する。

対象とする政治団体は、国会議員と候補者の資金管理団体および政治団体、政党の選挙区支部に限定した。

民主党などが、すべて「政治資金適正化委員会」を新設。報告書の記

も写しを出さないケースを列挙しておき、できるだけ公開請求に応じられるように配慮する。

対象とする政治団体は、国会議員と候補者の資金管理団体および政治団体、政党の選挙区支部に限定した。

民主党などが、すべて「政治資金適正化委員会」を新設。報告書の記

関する基本方針や監査マニュアル作成を任せ、監査に関しては、政治資金監査人制度を設け、対象団体に監査人による各領収書や収支報告書の監査を義務づける。

収支報告書の公開をめぐっては、閲覧時の複写を新たに認め、インターネット公開されている報告書は、印刷不可能な設定になっているのを改善し、印刷可能にするようでも合意した。

媒体名	東京新聞
掲載日	2007.11.29

## 衆院選にらみ歩み寄り

### 03 領収書公開 与野党合意 非公開基準あいまい

与野党が二十八日、政治資金規正法再改正案について大筋合意した。は、早期の衆院解散・総選挙の可能性が指摘される中、政治資金の透明化

「真剣に議論すれば、おきたかったからだ。」

自公両党が十月十二日全領収書公開で合意した。公明党幹部は合意の在り方などをめぐって

六党の足並みは、なかなかそろわなかった。

しかし、先の参院選で与党が惨敗したのは「政治とカネ」の問題で批判を浴びたのが原因の一つとされている。各党とも次期衆院選で「全領収書公開をつづいた」と攻撃されるのは、絶対避けたい。

自民党の武部勤党改革実行本部長、民主党の鳩山由紀夫幹事長、公明党の東原治副代表は二十八日朝、都内のホテルで会談し「妥協点を探さなくてはいけない」（鳩山氏）と確認。何とか合意にこぎ着けた。

ただ、合意内容は各党の「折衷案」のため、あ

いまいな部分が残る。まず、「一円以下」の領収書は現行の公開制度と切り離して、別の仕組みとする根拠が不明確だ。大義名分は「行政コストの肥大化を防ぐ」ことだが、最大四十億円と見積もった行政経費はいくら削減できるのかは「次回に総務省が試算を出す」と持ち越した。

公開の例外規定も今後

の課題として積み残し。

敵対候補が相手を追いつめるために多額の請求を出すなど「公序良俗に反する」（武部氏）以外は全面公開と強調するが、例外規定に合致するかの判断は総務省に委ねられる見通しだ。新設される政治資金適正化委員会は、十五〜二十人の事務局人員が必要となる。行政改革が求められる中、必要性には疑問が残る。

(安藤業由記)



# 領収書1万円以下は団体保管で与野党合意

## 「政治とカネ」なお課題

政治資金の支出透明化をめぐり、与野党6党の国会対策委員長が5日、国会内で会談した。共産党を除く各党は1万円以下の領収書は政治団体が保管、それを超える領収書は総務省や都道府県選管に提出し、いずれも開示請求があれば公開すること合意した。合意を踏まえ、今国会で政治資金規正法を改正する。ただ、政党交付金からの支出については当初方針を転換して改正対象から外すなど、課題も残っている。

### 政党交付金は除外 少額の規定不透明

すべての領収書を請求があれば公開する、という原則に穴が開いた。政治団体の支出のうち、政党交付金が源である資金に限っては、これまでも政党助成金使途報告書に「5万円以上」の領収書添付が義務づけられている。前回までの協議では見直しその分も「1万円以上」とするはずだったが、この日の協議で5万円以上に据え置きとなった。

どの党が主導したのかは判然としないが、共産党を除く5党は最終的に同意した。自民党の武部

勤党改革実行本部長は「税金については厳密に

する必要があるが、国会で政治資金規正法改正を成立させる大前提に立った」と語り、一部の党から異論が出たことを示唆した。

一方、公明党の東順治・政治改革本部長は記者



政治資金規正法改正案に関する報告書を取り交わす民主党の山岡賢次氏(中央左)、自民党の大島理森氏(同右)など、与野党の国会対策委員長ら。5日午後、国会内で

団に「政党交付金は党本部の監査態勢があり、厳正に処理されている。正に処理されている。対象を含めれば、ものすごいコストがかかる」と見送った理由を説明。民主党の実務者は「政党のカネには税金以外もある。それも一緒に公開しないと意味がなく、助成金部分だけのつまみ食いになる」と語った。

一方、合意に反対した共産党は佐々木啓昭副委員長のコメントを発表し「対象から除外したことは遺憾で、納得できない」とした。

対象団体は、国会議員と国政候補者にかかわる政治団体や選挙区支部に限定された。当初、民主党が主張した「すべての政治団体」まで広げれば、膨大なコストがかかるという理由だ。ただ、限定したことで「抜け道」ができた。政治団体の代表者を国会議員以外に替えるなど、つながりのない形にすれば公開の対象外となるためだ。民主党の山岡賢次国会対策委員長は「やっとなりに抜け道も出てくる」と話すので、それも対象に

していか」と述べ、見直し規定に基づいて対応する考えを示した。政治団体が保管するようになった1万円以下の領収書では、「非公開基準」が法改正前には明示されず、第三者機関「政治資金適正化委員会」に委ねられた。

武部氏は「権利乱用や

公序良俗違反になるもの以外は、情報公開法に準ずる形で公開する」と説明する。だが、開示請求の窓口は総務省や都道府県選管となり、「非公開基準」に基づいて判断は総務省などの担当者が担う。そこで幅広く解釈すれば、非公開が広がる可能性もある。

#### 政治資金規正法改正の合意事項(要旨)

5日に共産党を除く各党が合意した政治資金規正法改正に関する合意事項の要旨は次の通り。  
【対象政治団体】国会議員と候補者の資金管理団体、国会議員と候補者に関する政党以外の政治団体▽政党支部のうち、国会議員と候補者が代表の選挙区支部▽その他政治団体への拡大は見直し

#### 規定を設けて再検討

【第三者機関】取支報告書の記載の適正化のため総務省に「政治資金適正化委員会」(仮称)を新設▽記載に関する基本方針の策定▽政治資金監査人の登壇、研修な

#### とを担う▽監査人による

政治資金監査を義務づけ「公開方法」人件費を除くすべての支出の領収書を公開▽1万円以下は

#### 利乱用や公序良俗に反す

る請求に対する公開は制限▽1万円超は総務省や都道府県選管が保管し請求があれば公開▽取支報告書の閲覧時やインターネットでの公開時の「

領収書の公開	5万円以上の支出(人件費を除く)	1円以上(の支出(人件費を除く)) ※政党交付金は次期通常国会以降に検討
対象団体	政治家の資金管理団体	①国会議員・候補者の資金管理団体、政党以外のその他政治団体 ②国会議員・候補者を推薦し、または支持を本来の目的とする政治団体(寄付金控除適用団体に限る) ③政党支部のうち国会議員・候補者が代表者の選挙区支部
チェック体制	総務省・都道府県選挙管理委員会が領収書の写しを形式的に審査	報告書の提出前に、第三者機関が認定する「登録政治資金監査人」による監査を義務化 登録政治資金監査人が故意・重大失で誤った監査をした場合は、罰金や登録取り消し

媒体名	読売新聞
掲載日	2007.12.6

# 監査制度大きく転換

## 政治資金改正法案が来週成立

自民、民主、公明、社民、国民新の5党は5月、与野党国会対策委員長会談で、1円以上の領収書公開を柱とする政治資金規正法改正案を国会で提出し、来週中に成立させることで一致した。

改正案は、12日にも衆院政治倫理確立・公職選挙法改正特別委員会で委員長提案の形で提出され、14日までに衆参両院で可決、成立する見通しだ。施行日は来年1月1日で、2009年3月末までに提出する08年分の政治資金収支報告書から適用される。

共産党は国会委員長会談で、政治資金収支報告書の監査のために新設される第三者機関「政治資金適正化委員会」について、「政治活動への介入の恐れがある」と反対した。改正案でも反対する方向だ。

新制度は、全国に約7万ある政治団体のうち、国会議員や国政選挙候補予定者

な。与野党は国会議員の政治団体をめぐる不祥事続発を踏まえ、新制度で政治団体の透明化を図ることにした。

現行制度では、国会議員の資金管理団体は人件費を除く5万円以上の支出について、領収書の写しを政治資金収支報告書に添付し、

1万円以下の少額領収書は、役所の事務コストの増大を抑制するため、公開の請求があった場合に限り、写しを総務省・都道府県選挙管理委員会に提出する。

一方、新制度では、国会議員の公明請求を防ぐため、公開制限する規定も設ける。

国からの政党交付金を充てた支出については、次期通常国会以降、「1円以上」の公開を定める方向だ。

また、新制度では、総務省・都道府県選挙管理委員会に収支報告書の重機計上などの不正を告発する前には、公認会計士の監査を義務付ける。現行制度では、収支報告書の記載金額と領収書の金額を照合する形式的な審査を巡っては、政治活動に

公開対象としている。

新制度では保管や公開の基準を一律に引き下げる。すべての領収書の原本は団体が保管し、1万円超については写しを収支報告書に添付し、総務省・都道府県選挙管理委員会に提出する。

一方、新制度では、収支報告書の重機計上などの不正を告発する前には、公認会計士の監査を義務付ける。現行制度では、収支報告書の記載金額と領収書の金額を照合する形式的な審査を巡っては、政治活動に

干渉を避ける観点から、政治団体の自主性も大切にしたい。しかし、新制度では監査の形で第三者機関とせざるを得ない。制度の転換につながると思われる。

# 全領収書09年分から公開

## 改正政治資金規正法成立

「二万元以上」の領収書公開を柱にした改正政治資金規正法が二十一日午前の参院本会議で、自民、民主、公明、社民、国民新五党などの賛成多数で可決、成立した。共産党などは反対した。「政治とカネ」の問題が相次いだことを受け、政治資金の一層の透明化を図るもので、二〇〇九年分収支報告書から適用。領収書と合わせて一〇年十一月ごろ公開される。

改正法は、領収書の公開対象を、現行の政治資金管理団体から、国会議員と国政選挙の候補者がかわる政治団体と政党の選挙区支部に拡大。その上で①総務省に提出する領収書を五万円以上から一万円超に引き下げ、情報公開制度に基づいて公開する②一万円以下は団体側が保管し、請求を受けた場合に原則開示する③とした。

総務省には有識者で構成する第三者機関「政治資金適正化委員会」を設置

### 朝日新聞 2面

## 改正政治資金規正法が成立

国会議員や国政選挙の候補者に関する資金管理団体などを対象に、全支出について領収書を原則公開する改正政治資金規正法が21日の参院本会議で自民、民主、公明、社民、国民新各党の賛成多数で可決、成立した。共産党は第三者機関の設置に同意できないとして反対した。施行日は08年1月1日。新しい公開方法は09年分の収支報告書や

領収書から適用される。対象となる政治団体は、1万円以下の領収書は自ら保管し、1万円超の分は総務省や都道府県選管に提出して、いずれも開示請求があれば、原則公開する。領収書は収支報告書の公表から3年間保存を義務づける。対象の政治団体は政治資金収支報告書や領収書の監査が義務づけられ、総務省に新設される第三

者機関の「政治資金適正化委員会」が具体的な監査方法を定める。適正化委員5人は国会が選任する。故・松岡利勝元農水相の光熱水費疑念や赤城徳彦元農水相の領収書多取計上問題など、一連の「政治とカネ」の問題を踏まえ、与野党が歩み寄り、一定程度は透明度を高めようとした。ただ、国会議員の親族

つては、安倍前内閣当時に関懐の事務所費問題が相次いで表面化したことを受け、五万円以上の領収書添付を義務づける与党提出の改正法が先の通常国会で成立した。しかし、与党が七月の参院選で惨敗したことを受け、与野党から透明性をさらに高めるべきとの意見が噴出した。与野党六党が議論を進めた結果、適正化委員会の新設などに反対した共産党を除いて合意に達した。



「これからのいろいろな問題が起きるだろうが、市民の目線でやってほしい」。二〇〇三年十二月の大阪市長退任時に職員にこう訓示した。亡くなったのは、市民の目線」を訴えた平松邦夫氏が、後継者の関淳一前市長を破った市長選挙開票日から数日後のことだった。

いそむら たかふみ 磯村 隆文さん (元大阪市長) N5

長に転身し、二期八年務めた。「一般的な」役人あがりではなく、元は大阪市立大経済学部部長を務めた経済学者。幹部の公金詐取事件が起きた九〇年に市の刷新人事の目玉として、助役として招かれた。「大学の先生だけあり、話が上手。職員からの信頼も厚かった」。助役として磯村市政を支えた関前市長は振り返る。パブル崩壊を受け行財政改革を進めるなど、学者的な合理的イメージが強いが、ある元側近は「実は情に厚い人。職員にも気配りする人だった」と明かす。

が代表の政治団体は対象外。収支報告書の提出先も一元化されず、国会議員の政治資金の流れの全容が把握できない場合もある。地方自治体の首長・議員らに対象を広げるかどうかも課題だ。

開示請求があっても、「権利の乱用」「公の秩序、善良の風俗に反する」と認められる場合は、公開を制限しており、恣意的に非公開とされるかどうかも問題となる。

死の直前、学生時代から約四十年間通った大阪市大に三千万円を寄付。申し出書には「研究・教育環境の改善に役立ててほしい」と記されていたという。 11月26日没、76歳



M5

全領収書公開

# 透明化へ一歩前進

## 政党交付金など課題残す

21日成立した改正政治資金規正法は、国会議員に關係する政治団体に原則1円以上すべての領収書公開を義務付ける内容となった。ただ、1万円以下の領収書の公開基準は第三者機関がつくるガイドラインにゆだねられ、政党交付金の領収書公開のための法改正は先送りされた。政治家が複数持っている政治団体の収支を連結して公開する問題なども手つかずで、課題として残った。

【竹島一登】

### 改正政治資金規正法のポイント

項目	改正法	旧法
対象の範囲	国会議員や候補者が代表を務めるか、その支持を目的とする政治団体、政党の選挙区支部	全団体
領収書の公開	1万円超は総務省などに提出、請求に応じ公開。1万円以下は政治団体が保管、公開基準は第三者機関がガイドライン作成	政治活動費は全団体が5万円以上、経常経費は資金管理団体のみ5万円以上
第三者機関	政治資金適正化委員会を新設	規定なし
会計監査	義務付け	規定なし
収支報告書の公開方法	コピーを解禁。ネット公開でも印刷が可能に。公開期限は翌年の11月末	コピーは禁止。ネット公開では印刷不可。公開期限は翌年の9月末

今回の改正で、自殺した松岡利勝元農相の巨額の光熱水費問題などの再発防止には一定の効果上がりそうだ。松岡氏は01～05年の5年間で3000万円近い光熱水費を計上したことが批判された。使途を「ナントカ還元水」などと答弁し領収書公開を拒んだが、今後は国民の目にさらされることになる。

政治団体で、領収書のあて名が書き換えられていたようなケースも、第三者機関「政治資

金適正化委員会」に登録した公認会計士らによる監査が義務づけられ、事前チェックの対象になりそうだ。

ただ、1万円以下の領収書の公開基準は第三者機関の判断に先送りしており、全面公開されるかは判然としていない。対象団体を限

定した結果、政治家がいくつもの政治団体を「財布」代わりにして資金をやり繰りするれば、資金の追跡が難しいという問題も残った。

民間団体などは政治家ごとに政治団体の会計を一括して公開する「連結決算」を求めており、さらなる見直しも必要となりそうだ。

# 政治とカネまず

## 一歩

4-2

菅政権下で相次いで発覚した選挙資金不正の波に、自民党を含む各党が「おのれを正した。改正政治資金規正法が成立して、国会議員などの政治団体は1年以上の支出について領収書保存が義務づけられた。情報公開の対象となり、支出の透明度も増すはずだ。しかし、対象団体が限られ、政交交付金の回収正の対象外であり、見直すべき問題は残る。

(田舎幹木、田伏潤、藤西晴子)

改正法成立

### 福田首相の支出で計算すると

# 透明度34% ↓ 61%

今回の改正で、政治資金の透明性は大きく高まるのか。福田首相を例に考えてみる。

首相に直接関係する「菅野経研研究会」が、4つの政治団体は「4選挙区支部」(群馬、正後、茨城、千葉)と、それに東京と群馬の06年収支の合計を単純に



「1円以上」の領収書見せるのは  
総務省・選管に請求

1円以上の領収書の公開が柱となった今回の改正。実際に政治の領収

「1円以上」の領収書見せるのは  
総務省・選管に請求

1円以上の領収書の公開が柱となった今回の改正。実際に政治の領収

「1円以上」の領収書見せるのは  
総務省・選管に請求

1円以上の領収書の公開が柱となった今回の改正。実際に政治の領収

「1円以上」の領収書見せるのは  
総務省・選管に請求

1円以上の領収書の公開が柱となった今回の改正。実際に政治の領収

「1円以上」の領収書見せるのは  
総務省・選管に請求

1円以上の領収書の公開が柱となった今回の改正。実際に政治の領収

「1円以上」の領収書見せるのは  
総務省・選管に請求

1円以上の領収書の公開が柱となった今回の改正。実際に政治の領収

### 対象団体の範囲など 抜け道まだ

48年	政治資金規正法制定
66年	黒い森事件
75年	企業献金を1企業あたり年間最高計1億5千万円に
76年	ロッキード事件
78年	タカラス・グラマン事件
80年	政治家個人への献金の収支報告を義務づけ
88年	リクルート事件
92年	東京佐川急便事件
93年	政治資金パーティーの規制強化
94年	企業団体献金を政党と政治家個人の資金管理団体に限定。上限は1企業(団体)50万円まで
99年	政治家個人への企業・団体献金の禁止
04年	日歯連ヤマ献金事件
05年	政治団体間の寄付に年間5千万円の上限規制
06年	事務所費・光熱水費問題
07年6月	資金管理団体の5万円以上支出に領収書添付
07年12月	国会議員にかかわる政治団体の1円以上の支出について領収書を原則公開

媒体名	読売新聞
掲載日	2008. 1. 3
	4

## 改正政治資金規正法 1日施行

# 全領収書公開準備の年

1日以上の領収書公開を柱とする改正政治資金規正法が1日に施行され、2009年分の政治資金収支報告書への適用に向けた準備作業が本格化する。少額領収書公開の可否の指針作りなど今年中に決着させなければならぬ課題は多い。

### 「拒否の可否」指針作り課題

人件費を除く全領収書 09年分の政治資金が公開対象となるのは2らで、今年準備期間にあ

2008年9月	改正政治資金規正法施行
4月	第三者機関「政治資金適正報告書」発足。収支報告書の記載方法に関する方針の策定(5月まで)
5月	第三者機関で機関連手監査マニュアル策定(7月まで)
7月	電子申請システム、会計帳簿作成ソフト開発着手(検討)
8月	公認会計士、税理士、弁護士を対に「登録政治資金監査人」の認定と、研修の実施
2009年1月	規制対象の政治団体に、全額領収書の取得・保管の義務付け適用
2010年1月～5月末	監査人による09年分の収支報告書の監査実施。総務省・都道府県選挙管理委員会への収支報告書の提出
1月	収支報告書の閲覧開始。領収書の公開請求受け付け

1日以上の領収書公開 実施までの準備作業

用や公序良俗に反する「場合」は公開を拒否できるとも定めており、公開の可否については「政治資金適正化委員会」が指針の策定をゆだねている。

与野党は新たに導入された政治資金収支報告書の監査制度をつかさどる第三者機関「政治資金適正化委員会」を4月に発足させ、監査マニュアルの作成や、新制度の周知徹底などの作業に入る。

委員5人には有識者を充て、3月末までに国会で指名する方針だ。改正政治資金規正法は全額領収書を公開対象としているが、1万円以下の少額領収書については「権利の乱

や党員負担してもらえないか」(閣僚経験者)との意見が出ている。外となる議員の親族や秘書が代表を務める団体が「隠れみのり」なる可能性はあつた。改正法で規制対象となる「民主党の野田佳摩政

治改革推進本部事務局長)との指摘もあり、対象団体のさらなる拡大を求める声も出ている。

媒体名	毎日新聞
掲載日	2007.11.30
	5

平成19年

11月30日(金)

# 社説

## 政治資金規正法

03.5

### 抜け道許さず早急に改正を

何と時間がなかったか。ため息をついてしまふほどだ。自民、民主、公明各党などが懸案となっていた政治資金規正法改正について、ようやく大筋で合意した。あいまいさを残している点を早急に詰め、今国会で成立を図るべきである。

合意したのは、①国会議員や候補者と密接な関係を持つ政治団体は、人件費をのぞく政治団体のすべての支出について原則として領収書を公開する②具体的には、一定額を超える領収書はコピーを政治資金収支報告書に添付して総務省などに提出し、それ以下は政治団体が自己保管することを義務付け、総務省などの公開請求に応じた上で、必要を再三指摘してきた。

今の報告書は「政治家はウソを記載しない」という性質書説に基づいているが、その前提が崩れている。現実を嫌といふほど見えてきたからだ。その点には前進したと考える。

また、現行では禁じられている収支報告書閲覧時のコピーを解禁し、自由に印刷できない仕組みになっていた総務省によるインターネット公開も印刷が可能となる。時代遅れと言われて久しいこうした規制をなくすのも当然のことだろう。

ただし、また課題は残っている。政治団体が保管する「一定額」以下の領収書公開に際し、何らかの条件をつけるかどうか。与野側は「いたずらに政治団体を混乱させるための講求や、敵対的な講求」などは非公開とする考えを示しているが、そうした基準があいまいなままだと、結局、公開拒否が相次ぎ、「原則公開」が揺らぐことになる。今後、抜け道を許さないための協議が必要だ。

それ以外にも、政治資金がいかにずさんな支出されてきたか。クロースアップされたのは、不正経理問題で佐田文一郎・元行革担当相が辞任した昨年暮れのことだ。その後、自殺した松岡利勝元農相の巨額光熱水費問題など次々に疑惑が浮上。先の通常国会で政治資金規正法が改正されたものの、中途半端な改正に批判が集まり、自民党が7月の参院選で惨敗する一因となった。

きちんとした改正が遅れた責任は、領収書公開などに後ろ向きだった自民党にある。今回、重い腰を上げたのは、国会の混迷が続く衆院解散・総選挙が取りざたされる中で、世論の反発を恐れたためだろう。一方、民主も歩み寄ったのは、高いハードルを設定し続けて与党との合意に至らなかった場合には、逆に改正をつぶしたと批判される可能性があったからだと思う。選挙をにらんで懸念が一致した形だが、政治家への信頼回復のためには一刻も早く成立させるべきだ。

## 政治資金公開

# わっしょいまで来た

「政治とカネ」の問題をどう受け止めるか。政治資金規正法の改正をめぐって、与野党がやっと大筋で合意をきつけた。

政治団体の支出は1日1万円からすべての領収書を保管し、情報公開制度にもとじて公開する。これは民主連合や野党も公明党の要求が実った。

収支報告書に外部監査を義務づけ、そのための第三者機関を総務省に設ける。ここからは自民党の主張が通った。

いまは領収書の保存義務も情報公開制度の対象も、5万円以上に限られている。外部監査を義務づける仕組みもない。改正案が成立すれば、政治資金の支出の透明度が大きく増すのはまちがいない。この国会で、その改正案を成立させるつもりだ。

その際、新旧両野党が収支報告書の保管をめぐって争った。野党側は、請求公開制度を使わないことも関係する制度だ。

情報公開制度による請求では、かなりの時間と手数料などの負担がかかる。大事なことは、国民にとって使い勝手のいい制度をいかに作るか。そこで公開請求をしながらも、自由に閲覧できるようにするのが本来の姿だ。

新制度では「1万円」を念頭に、一定額を超える領収書は総務省や都道府県選管が預かり、一定額以下の領収書は政治団体が保管するとしている。大抵の領収書が1カ所に集中すれば、きちんと管理できない恐れがあるからだという。

疑問があるのは、一定額以下の領収書にどうして、公開しない場合もあるとしていることだ。「敵対的な請求」や「いたずらに履歴をためるための請求」を検討して、そのうちいかなるべきかを基盤にやうに判断するのだ。

選挙で失った自民党が、いわば大敗をうけたなかで、収支報告書の公開が新制度で解禁された。総務省のホームページからの印刷も無料にした。領収書

も、収支報告書と同じように閲覧やコピーを認められているのだ。

一方、自民党は「かつては、外部監査にかかる費用を税金がまかなってほしい」という声が出ている。だが、これはおかしい話である。

領収書の使い回しなどの不正な経理処理は、そもそも政治家が自らの責任で防ぐべきものだ。しかも、年間300億円を超える税金が政党交付金として投入されている。外部監査の費用は、政党や政治家が負担するのが筋だろう。

この1年、閣僚らの「政治とカネ」の疑惑が相次いだ。それでも自民党は、政治資金の透明度を高めることに抵抗してきだ。その自民党の背中を押ししたのは参院選の惨敗だった。

問題は残っている。でも、今回の選挙で失った自民党の政治資金の公開が実現した。これは、参院選の惨敗がもたらした成果だ。

## 社説

与野党は政治資金規正法改正で基本合意した。相次ぐ事務所費問題の反省から一円以上の全領収書を公開することが柱だが、これで十分とはいえない。政治資金の透明化に向けて精度をより高めよ。

## 政治とカネ

各党が歩み寄った背景には、次期衆院選が近づいていることがある。わじれ国会を言い訳に「政治とカネ」の問題を「の手放放置し続けられ、与野党とも政治不信の荒波をものかかっている」ことになる。それだけは避けたい。そんな共通の思いがあったようだ。

基本合意したポイントには、国会議員に関連する政治団体は人件費を除くすべての支出の領収書を公開するとした点だ。従来の公開対象は、全団体の五万円以上の政治活動費と資金管理団体の五万円以上の経営経費分にとどまっていた。

与野側は先の通商国会で表に出したような支出の抜け道を残した法改正では容れず、参院選で国民

## 透明化へ精度を高めよ

のしこり返しを受けた痛い経験がある。このため、公明党が一円以上の公開にこだわり、民主党と共同歩調を取った。政治家の金銭感覚に疑惑の目が向けられている以上、一円以上の公開は当然だろう。

ただ、領収書のうち一万円超は総

務省や都道府県選管に提出、一万円以下は各政治団体が保管し、この保管分の公開は総務省などが是非を判断するとした。結果として一万円以下は「条件付き公開」になった形だ。公開を拒否するケースとして悪意のある請求などもあらかじめ列挙している。基準があまり厳格に抜け道がなくなるのは意味がない。十分な検討を求めたい。

また、第三者機関「政治資金適正

化委員会」を新設し、委員会が認定した監査人による領収書チェックを義務つけた。委員会の業務は収支報告書の記載ルールをつくったり、記載の相談に応じるなどとしているがわざわざ新組織を設ける必要があるのか。行革の観点から疑問が残る。政治に対する国民の信頼を醸成するには徹底した情報公開が必要だ。今回、報告書の閲覧時の複写などが認められたが、透明性を高める努力を惜しんではいけ

ない。

例えば、政治家は数多くの政治団体を抱えている。百以上持つ議員もいるという。これでは資金の流れの全体像がつかめない。数を制限すべきだ。防衛商社「山田洋行」はパーティー券購入の際、会社名の公表義務がない二十万円分の購入を続けていた。これも「二十万を超えろ」とした公表義務の金額を引き下げるべきだろう。課題は領収書の公開だけではない。山

社 説

媒体名	日本経済新聞
掲載日	2007.11.30

**社説**

**政治資金合意は大きな前進**

自民、公明両党と民主党が政治資金規正法改正で基本的な合意に達した。政治団体の支出はすべての領収書原則公開とし、一万円超については領収書の写しを添付して総務省・都道府県選挙管理委員会に提出、一万円以下の領収書は団体が保管して請求があれば公開するといったものだ。なお、あいまいな気もあるが、

三党合意は大きな前進であり、今国会で改正を実現すべきである。改正の対象となるのは国会議員、国政選挙立候補予定者が代表となっている資金管理団体や政党選挙区支部、及び関連する政治団体である。総務省に新設される「政治資金適正化委員会」が公認会計士を「登録監査人」に認定し、各団体は政治資金

収支報告書の記載が適正かどうかのチェックを義務づけられる。適正化委員会は収支報告書記載の基礎作成や政治団体の問い合わせにも当たる。収支報告書は総務省などの窓口での閲覧は複写が可能となり、インターネット上で見る場合も印刷できるようになる。従来は複写や印刷はできなかった。収支報告書の公開は地方分も含め見やすい形で全面ネット化する」とが望ましい。今回の合意は、一円以上の領収書すべての公開を主張していた民主党、公明両党に自民党が原則面を歩み寄る一方、実際の運用の枠組みについては自民党の主張に民主党が歩み寄った形になった。「政治とカネ」に対する世論の厳しい目が各党に歩み寄りを促した面が大きい。

政治資金については明確で客観的なルールを定めることが大事である。今回の合意では、一万円以上の領収書の公開については、このように場合に公開を請求できるという場合には請求を拒否できるものが必要でも明確ではない。より客観的な基準作りが課題である。

当初は各党の主張の隔たりが大きい政治資金問題だったが、各党が粘り強く協議を続けた結果、基本的な合意に到達した。今国会で改正が実現すれば「ねじれ国会」の与野党協議のモデルケースにもなりえらう。インド洋における海上自衛隊の給油活動再開についても、テロとの戦いに日本がどう貢献すべきかの観点から、与野党が真剣な話し合いを行っていくと強く望みたい。

媒体名	読売新聞
掲載日	2007.12.1
	3

# 社説

## 透明性の向上へ一歩前進する

### 政治資金

「政治とカネ」の透明性の向上へ、一定の前進が。国民の政治不信を解消するために、与野党は、今国会中に政治資金規正法の改正を図るべきだ。

自民、公明の与党と民主、共産、国民の野党の両陣営が、政治資金の「出」の透明化のため、「1万円以上の全支出の領収書を公開する」として合意した。政治資金収支報告書の記載内容を点検するため、第三者機関「政治資金適正化委員会」を新設する。

昨年未だら閣僚や与野党議員の不明朗な事務所費問題が相次ぎ、先の参院選では、自民党惨敗の一因となった。地方議会でも、議員の政務調査費について1万円以上の全支出に領収書添付を義務づける動きが広がっている。国会議員による法

改正の動きは、遅すぎたといいた。1万円超の領収書は、政治資金収支報告書に添付し、総務省や都道府県選挙管理委員会に提出する。1万円以下の領収書は、各政治団体が保管し、請求に応じて公開する。2009年に提出する08年の報告書から適用する予定だ。

自民党は従来、行政コストの肥大化を理由として、公開基準を1万円以上とする。これには消極的だった。少額の領収書は各団体が保管し、コスト増大を抑制する仕組みとすることで、受け入れた。

それでも、総務省の事務職員は大幅に増員する必要があるという。領収書の公開時のコピーなど、事務作業の省力化に工夫を凝らして欲しい。

1万円以下の領収書の公開では、各政

治団体が公開を拒否できる基準を定めることになった。与党が「大団に明示請求がある」と、応じられない場合がある「なにか主張した方がいい」。

客観的に拒否できるものは、新制度が骨抜きとなりかねない。拒否できるものは極力少なくすべきだ。

新制度では、現在は、閲覧しかできない収支報告書のコピーが可能になる。インターネット上で公開される報告書の印刷もできるようになる。これによって、国民が監視しやすくなる。

いずれも長年の懸案だったが、また課

題がある。大の政治家が持つ複数の政治団体の報告書は現在、別々に公開されており、全体像が見えにくい。一括して公開する仕組みを検討すべきだ。

今回の合意は、衆参両院で国会の与野党が歩み寄って法案を手こぎる好例だ。今国会では既に、最低賃金を引き上げる改正最低賃金法や、改正被災者生活再建支援法など、弱者救済に重点を置く法律が与野党の協調で成立している。

対決するばかりが能ではない。与野党は、様々な法案で、積極的に合意を模索する努力を駆けてもらいたい。



媒体名	産経新聞
掲載日	2007.12.3
	2

# 主張

03

## 政治とカネ

### 合意法案の確実な成立を

政治とカネの問題で与野党がようやく大筋合意に近づいた。国会情勢は流動的だが、政治資金規正法改正案として早急にまとめ上げ、確実に成立を図っていかねばならない。

今回の改正は、政治団体の支出処理を透明化することに主眼が置かれており、外部監査も導入する。

通常国会では事務所経費の不適切な処理をめぐり「なんとか還元水」といった言葉も飛び出し、国民の神経を逆なでした。安倍内閣では閣僚の辞任が相次ぎ、自殺者も出た。政治不信の増大が参院選での自民党大敗の一因となったことも記憶に新しい。

かかるのは事実だが、抜け道を探すような姿勢をとれば、いずれ有権者に見抜かれると肝に銘じるべきである。与野党合意では、国会議員に關係する政治団体の人件費を除く支出について、1円から領収書を保存して公開に備える。現行では5万円以上の支出のみ、領収書の保存義務や公開が求められていたので、改正により透明度はかなり高まるだろう。

しかし、1万円以下のものは公開を拒める例外を設けるといふ。特定の政治家を狙い撃ちにして、敵対的に公開を請求する行為などを防ぐためというが、常識的な支出と処理が行われていけば、そのような請求は無意味になるのではないか。「領収書は原則公開」という趣旨をできるだけ維持して

もりたい。

一方、どうしても領収書をとりにくい支出があるなら、あらかじめ範囲を定め、領収書に代わる書類を認める工夫があってもいいだろう。領収書がとれないことを理由に、新たな付け替えが横行するようでは本末転倒だ。

合点がいかないのは、外部監査費用を政治家が負担せず、税金でまかなおうという発想があることだ。事務所経

費問題が政治不信を招き、法改正を迫られたのは、政治家が自らまいた種だ。どうしても税金から出したいというなら、年間300億円を超える政党交付金の中から捻出すればよい。

透明化のために外部監査を導入することは評価したいが、政治家に任せていては信用ならないという国民の厳しい視線があるとしても、忘れてもらっては困る。